

国会職員病院に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年二月五日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿參年貳月拾參日

一、國會職員病院に関する質問主意書

差別待遇の禁じられた新憲法下にあつて、警察官には警察病院があり國會職員には病院がない、政府は國會職員に最も近い立場でありながら燈台元暗しの政策である、片山首班内閣は夫際、國會職員病院を設置する博愛の政策があるかどうか、御所見を問う。

一、又、國家公務員の他省にも病院が無ければ当然設立すべきであり御所見を問う。

右質問に対し速かなる御答弁を要求する。